

周南市老人休養ホーム条例の一部を改正する条例制定について

周南市老人休養ホーム条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月6日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市老人休養ホーム条例の一部を改正する条例

周南市老人休養ホーム条例（平成15年周南市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第8条中第2項を削り、同条第3項中「から別表第3まで」を「及び別表第2」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第11条第2項中「第8条第3項」を「第8条第2項」に改め、同条第3項中「第8条第5項」を「第8条第4項」に改める。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市老人休養ホーム条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>2</u> 食堂の利用の許可を受けた者は、その利用料金を当月の5日までに指定管理者に前納しなければならない。</p> <p><u>3</u> 利用料金は、別表第1から別表第3までに定める額を上限として、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>2</u> 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を上限として、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>
<p>(市長による直営)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により自ら嶽山荘を管理することとなったときは、<u>第8条第3項</u>の承認に係る利用料金の額を使用料として、嶽山荘を利用した者から徴収する。</p> <p>3 市長は、<u>第8条第5項</u>の例により、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(市長による直営)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により自ら嶽山荘を管理することとなったときは、<u>第8条第2項</u>の承認に係る利用料金の額を使用料として、嶽山荘を利用した者から徴収する。</p> <p>3 市長は、<u>第8条第4項</u>の例により、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>

現行		改正案
別表第3（第8条関係）		
区分	利用料金	
食堂施設	月額51,420円を超えない額の範囲内で市長が定める額	